

事務事業名		市たばこ税の賦課事務		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間	
	施策名	311 健全な財政運営の推進			
	基本事業名	011 自主財源の確保と公有財産等の適正管理		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和25 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		地方税法等		予算科目 会計 款 項 目 事業 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	総務部税務課		全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	
	課長名	熊澤正彦			
	係名	諸税係	電話 27-3111		
	担当者	鈴木宏延	内線 151		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 市たばこ税を適正に賦課する事務 主な業務は以下のとおり 毎月 ①申告書を受理、②申告書を審査及び内容確認、③賦課及び調定 随時 ①たばこ販売促進啓発活動を実践 事業費は人件費のみ					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標			(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)		
① 手段(主な活動)			名称 単位 ア 市たばこ税申告書による税額 千円 イ ウ		
前年度実績(前年度に行った主な活動) 市たばこ税申告書の受理及び賦課・調定を行った。					
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年度と同様					
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等			(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)		
市たばこ税の納税義務者			名称 単位 カ 市たばこ税の納税義務者数 社 キ たばこの売渡本数 千本 ク		
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)			(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)		
市たばこ税の適正な賦課及び調定を行う。			名称 単位 サ 売渡本数による課税額／申告税額 % シ ス		
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)					
自主財源の確保を図る。					

(2) 総事業費・指標等の推移										
			年度	27年度（実績）	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度（目標）	31年度（目標）	32年度（目標）	
			単位							
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円						
			地方債	千 円						
			その他	千 円						
			一般財源	千 円						
			事業費計（A）	千 円	0	0	0	0	0	0
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時 間	14	14	14	14	14	14
			人件費計（B）	千 円	56	56	56	56	56	56
			トータルコスト(A)+(B)	千 円	56	56	56	56	56	56
⑤活動指標			ア	千円	369,072	357,691	330,437	321,334	321,334	321,334
			イ							
			ウ							
⑥対象指標			カ	社	5	5	5	5	5	5
			キ	千本	72,168	69,567	63,792	61,808	61,808	61,808
			ク							
⑦成果指標			サ	%	100	100	100	100	100	100
			シ							
			ス							

事務事業ID	0032	事務事業名	市たばこ税の賦課事務
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和25年に地方税法が制定されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

世界的な禁煙運動や健康志向の高まりにより、販売本数・税額ともに減少傾向が続いている。平成28年度から旧3級品の税率の段階的な引き上げが実施されているが、全体の販売本数に占める割合は約5%とわずかであることから、平成29年度においても、対前年比で販売本数、税額ともに約8%の減となった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

報告を審査及び内容確認、③ 賦	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 適正課税により、自主財源の確保に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 地方税法の規定に基づく市の固有事務である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。
有効性評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 課税標準、税率、申告、納付の手続等について地方税法及び大船渡市税条例に規定されており、独自に成果を向上させる余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費を計上していないので、この欄は該当なし。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 市たばこ税は申告納付であることから、最小限の人員で事務を行っており、業務時間を削減する余地はない。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下	×	×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下	×	×	×																				
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																								
現状どおり継続して事業を実施する。																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	健康志向の高まりや復興需要の収束による喫煙人口の減少、更には税率の改正に伴い、市たばこ税の減収が予想されることから、予算編成には注意しながら、現状どおり継続して事業を実施する。